障害者スマホ教室開催事業実施要綱

(目的)

第1条 この事業は、障害者がスマートフォンの操作技術等を習得するための教室を開催し、それぞれの障害の特性に配慮した講習を行うことにより、一般のスマホ教室では技能の習得が難しい障害者の情報通信技術(以下「IT」という。)の向上を図り、もってITを活用した障害者の社会参加を促進することを目的とする。

(実施主体)

- 第2条 この事業の実施主体は、埼玉県(以下「県」という。)とする。
- 2 県は、原則として、この事業の実施を団体等に委託して行うものとする。

(対象者)

第3条 この事業の対象者は、県内在住の障害者とする。

ただし、一般向けのスマホ教室では技能の習得が難しく、今後スマホを利用する意思(予定)がある者に限る。

(実施内容)

- 第4条 第1条の目的を達成するため、次の事業を実施するものとする。
 - (1) 障害の特性に配慮し、スマホの操作技術の習得に必要な特別の機器やサポートを 取り入れて行うスマホ教室を開催する事業
 - (2) (1) の支援を行うボランティアの養成・研修に関する事業
 - (3) その他知事が必要と認める事業

(実施上の留意事項)

- 第5条 事業の実施にあたっては、以下の事項に留意するものとする。
 - (1) 開催するスマホ教室のレベルは初心者向けを基本とするが、受講希望者のニーズ に応じて、スキルアップを図れるようなレベルの教室の開催にも配慮すること。
 - (2) スマホ教室の開催にあたっては、できる限り障害の特性に応じた周辺機器や特殊 なソフト、その他必要なサポートをつけるよう配慮すること。
 - (3) 埼玉県障害者 I Tサポートセンターと連絡を密にし、必要に応じ連携して事業を進めること。
 - (4) 事業の実施については、広く対象者に周知するよう努めること。

(県の指導、監督)

第6条 県は、委託先に対し、この事業が適切かつ効果的に実施されるよう、指導、監督するものとする。

附則

- この要綱は、平成18年4月1日から施行する。 附 則
- この要綱は、平成23年4月1日から施行する。 附 則
- この要綱は、令和7年3月1日から施行する。